

○財務省告示第六十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
令和元年六月七日に発行した利付国債の発行条件
等を次のとおり告示する。
令和元年七月九日

財務大臣 麻生 太郎

| 一 名称及び記 号 | 二 発行の根拠 の法律及びそ の条項 | 三 振替法の適 用等 | 四 発行方法 |
|--|-----------------------------|------------------|-----------|
| 利付国庫債券（二十年）（第五百 十一回、第五百五十三回、第五百 十七回、第五百五十八回及び第百 六十五回）、利付国庫債券（三十 年）（第三十四回、第三十七回、 第三十八回、第三十九回、第四 十回、第四十一回、第四十三回、 第四十五回、第五十回、第五十 四回、第五十七回、第五十八回、 第五十九回、第六十回及び第六 十一回）及び利付国庫債券（四 十年）（第一回、第二回、第四回、 第六回、第七回、第八回、第九 回、第十回及び第十一回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 | | | |

| | | | | | | | | |
|---|-------|------|---|-------|-------|------|-----|-----|
| 五 | 募入決定の | 十 | 十 | 九 | 八 | 七 | 六 | 五 |
| 方 | 法 | 振替単位 | 額 | 最低額面金 | 最低額面金 | 払込金額 | 発行額 | 発行額 |
| の | | 格 | 行 | 金 | 金 | 額 | 額 | 額 |
| | | 日 | 行 | 面 | 面 | 金 | 額 | 額 |
| | | | 格 | 金 | 金 | 額 | 額 | 額 |
| | | | 日 | 額 | 額 | 額 | 額 | 額 |

じ。を競争に付して行われる入札による発行利率の差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。四十九億九千九百六十八万七千五百円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。令和元年六月七日

発行対象国債ごとに、額面金額を出したとき、次の算式により算

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \text{残存年数}$$

(別表のとおり)

募入決定の通知を受けた者は、払込金額に追加、次の算式により算出した金額を払込日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面利率の／子に
 各発行対象国債の前十経過日
 100 × 各発行対象国の発行日か
 支払期日発行日か
 支規数(子なる場合)は、
 日

| | | | | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|--------|-------|--------------|-----------------|
| （利付） （第二回） （第五十三年） （第五十三回） | （利付） （第二回） （第五十一年） （第五十一回） | 名称及び記号 | 利率（年） | 償還期限 | （発行額） （額面金額） |
| 一・三% | 一・二% | | | 令和二十六年十二月二十日 | 九百五十億 |
| 六令 月和 二十 七年 | | | | 令和二十七年六月二十七日 | 六百十三億 |

（別表）

| | | | | | | | |
|----------------|-----------|----------------|----------------|-----------------|----------------|--------------|--------------|
| 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 | 十九 | 二十 | |
| 子 | 償還期限 | 償還金額 | 入札の基 | 準とす | 各発行対 | 象国債の | |
| 第十号に規定する発行日後の各 | 発行対象国の支払期 | と、各支払期において、次の | 算式により算出した金額を支払 | う。ただし、支払は、その翌営業 | 日に支払う（償還期限に | 同日に支払う（償還期限に | 同日に支払う（償還期限に |
| （別表のとおり） | 額面金額の100% | 銘柄毎の基準利回りは、令和元 | 六月六日付で日本証券協会が | 発表した公社債店頭売買参考統 | 計値表に掲載された平均値の単 | 利回りとする。 | |
| | | 日本銀行 | 財務大臣から通知を受けた者 | | | | |
| | | | | | | 令和元年六月七日 | |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|--|---|---|---|---|---|---|---|
| （（利 第三付 四十国 十年庫 五）債 回 券 ） | （（利 第三付 四十国 十年庫 三）債 回 券 ） | （（利 第三付 四十国 十年庫 一）債 回 券 ） | （（利 第三付 四十国 十年庫 回）債 ） 券 | （（利 第三付 三十国 十年庫 九）債 回 券 ） | （（利 第三付 三十国 十年庫 八）債 回 券 ） | （（利 第三付 三十国 十年庫 七）債 回 券 ） | （（利 第三付 三十国 十年庫 四）債 回 券 ） | （（利 回第二 ）百十 ）国 六 年 十 庫 五 債 ） 券 | （（利 回第二 ）百十 ）国 五 年 十 庫 八 債 ） 券 | （（利 回第二 ）百十 ）国 五 年 十 庫 七 債 ） 券 |
| 一 ・ 五 % | 一 ・ 七 % | 一 ・ 七 % | 一 ・ 八 % | 一 ・ 九 % | 一 ・ 八 % | 一 ・ 九 % | 二 ・ 二 % | ○ ・ 五 % | ○ ・ 五 % | ○ ・ 二 % |
| 十年令 日十和 二二 月十 二六 | 日年令 日六和 二月二 二十六 | 十年令 日十和 二二 月十 二五 | 日年令 日九和 二月二 二十五 | 日年令 日六和 二月二 二十五 | 日年令 日三和 二月二 二十五 | 日年令 日九和 二月二 二十四 | 日年令 日三和 二月二 二十三 | 六令 月二和 二二 月十 日年 | 九令 月二和 二二 月十 日年 | 六令 月二和 二二 月十 日年 |
| 三 十 九 億 円 | 四 十 四 億 円 | 九 十 三 億 円 | 二 百 八 億 円 | 円百 八 十 五 億 | 七 十 二 億 円 | 二 十 九 億 円 | 五 十 億 円 | 二 十 五 億 円 | 三 十 億 円 | 円百 八 十 五 億 |

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| （利付第四十七回） （国库庫債券） | （利付第四十六回） （国库庫債券） | （利付第四十四回） （国库庫債券） | （利付第四十二回） （国库庫債券） | （利付第四十一回） （国库庫債券） | （利付第三十六回） （国库庫債券） | （利付第三十六回） （国库庫債券） | （利付第三十五回） （国库庫債券） | （利付第三十五回） （国库庫債券） | （利付第三十五回） （国库庫債券） | （利付第三十五回） （国库庫債券） | （利付第三十五回） （国库庫債券） |
| 一・七% | 一・九% | 二・二% | 二・二% | 二・四% | 〇・七% | 〇・九% | 〇・七% | 〇・八% | 〇・八% | 〇・八% | 〇・八% |
| 令和三年三月二十六日 | 令和三年三月二十五日 | 令和三年三月二十三日 | 令和三年三月二十一日 | 令和三年三月二十日 | 令和二年三月二十日 | 令和二年三月二十日 | 令和二年三月二十日 | 令和二年三月二十日 | 令和二年二月二十九日 | 令和三年三月二十九日 | 令和三年三月二十八日 |
| 三百十三億円 | 二十五億円 | 十四億円 | 十一億円 | 三百七億円 | 六百六十億円 | 五十億円 | 二百八十二億円 | 四百五十八億円 | 二十六億円 | 十億円 | 二十億円 |

| | | | |
|------------------|------------------|------------------|------------------|
| （利付第四十年一年庫回）債券 | （利付第四十年回年庫）債券 | （利付第四十年回年庫）債券 | （利付第四十年回年庫）債券 |
| ○ ・ 八 % | ○ ・ 九 % | ○ ・ 四 % | 一 ・ 四 % |
| 令和四年四月二十日 | 令和三年三月二十九日 | 令和三年三月二十八日 | 令和三年三月二十七日 |
| 二百三十三億 円 | 四百十九億 円 | 二百三十億 円 | 三十九億 円 |